

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽6，7号機（504）」

2. 日時：平成29年1月20日 10時30分～11時10分

3. 場所：原子力規制庁 13階 C会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

忠内管理官補佐、江寄安全審査官、岸野安全審査官、櫻井安全審査官、
照井安全審査官、中原安全審査官、村上安全審査官、安田安全審査官、
郡安技術参与

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 機器耐震技術グループマネージャー 他11名

電源開発株式会社：原子力建築室 建築技術タスク 担当

東北電力株式会社：土木建築部 建築技術 担当

日本原子力発電株式会社：電管理室 設備耐震グループ副長

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 設備設計グループ 課長

中国電力株式会社：電源事業本部（原子力耐震） 担当

5. 要旨

(1) 東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち「4条 地震による損傷の防止」における建屋の傾斜について説明があった。

- 検討対象を原子炉建屋及び原子炉建屋内の機器に限定している理由について説明すること。
- 時刻歴応答解析による評価において（最大加速度+ $g\sin\theta$ ）/（最大加速度）を乗算するとしているが、基礎地盤の傾斜による増分力（ $g\sin\theta$ ）が適切に設計対象施設に作用することを説明すること。
- 基準地震動による傾斜に、地殻変動による基礎の傾斜の影響を考慮していることを説明すること。

(3) 東京電力ホールディングス株式会社より、本日の指摘等について、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉 地震による損傷の防止(補足説明資料)